

いのちと健康

ニュース

NO. 46

1993年 8月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

〔全教〕全日本教職員組合

「過労死、他人事でない」6割

7/1 「生活と勤務調査」発表

「週の時間外労働は14時間」「男性の2割が日曜出勤」……全教が7/1に発表した「教職員の生活と勤務に関する調査」報告で、長時間労働を強いられている教師の実情が明らかになった。

7割近い教師が過労死不安を感じており、「教育を充実するためにもゆとりを」と全教は訴えている。

調査は、昨年11月、約1300人の小・中・高教師を対象に実施。1日24時間の行動内容を1週間、詳細に記録してもらった。

それによると、1週間の仕事時間は、平均54時間59分。所定の勤務時間（休息時間を除く）より13時間44分の超過となっている。

1週間で6時間の持ち帰り仕事があり日曜出勤は男性22%、女性11%の比率であった。

在校時間内も授業や実務に追われ、女性の昼食時間は8分しかない。

教師にとって大切な「社会的・文化的時間」は男性で25時間49分。

同様の調査結果のある「電機労連調査（85年）」より4時間30分も短い。

「仕事にも生活にもゆとりがない中で男性の25%、女性の35%が「ひどく疲れた」と答えている。

過労死にたいしても「現実の不安として感じる」教師が8%、「他人事でないと思う」は60%もいる。

仕事時間で「やりたいこと」「減らしたいこと」たずねたところ、やりたいのは ①授業の準備・処理 ②子どもとのふれあい ③自主研修がベストスリー。

減らしたいのは ①実務処理 ②官製研修 ③授業 の順であった。

やりたいこと

① 授業準備・処理	62.3%
② 子どもとのふれあい	60.6%
③ 自主研修	57.4%
④ 教職員間の会話	29.2%
⑤ 学級関連	22.6%

減らしたいこと

① 実務処理	48.7%
② 官製研修	43.6%
③ 授業	36.2%
④ 出張	28.6%
⑤ 学校・学年行事	22.6%

（7/3、「連合通信・隔日版」NO.6049転載）

〔名市職労〕業務士裁判第二回公判
「調理業務は家庭料理の延長」基金支部
業務の過重性はないと公務外主張

7/7、保育園業務士・玉置さん、厚味さんの公務外処分の取消を求める裁判の第二回公判が、名古屋地裁にて開かれました。

裁判では、地方公務員災害補償基金名古屋支部側が主張を提出しましたが、その内容は「公務災害補償制度は福祉制度ではない」「頸肩腕症候群は、健康な状態ではないが病気でもない」「調理業務は家庭料理の延長で業務の過重性はない」などと相変わらず公務災害補償制度の本来の目的からはずれた主張をつづけています。

閉廷後の報告集会で山田弁護士は、「現代医学で原因がわからないからといって、病気ではないというのは説得力がない。仕事が軽減されてから症状が軽くなっているのは原因が仕事にあることの証拠。

調理業務のイメージのない裁判官にもその大変さと、家庭料理との違いがわかるような取組を進めましょう」と述べました。

集会では参加した保母や業務士、土木支部の仲間が「二人を先頭にみんなで一緒にがんばろう」と発言しました。

次回第三回公判は、9/13 pm4:00からです。皆さんの参加をお願いします。

(7/11付「なごや市職」から転載)

人間らしく働く労働条件を!



〔愛知県職〕
エイズ問題テーマに健康学習会
7/21付「いろいろ通信」から転載

愛知県職では7/9、健康を考える学習会を開催。「エイズから身を守るために」と題して、名市大溝上雅史医師が講演。偏見をなくし、正しい知識をと学習しました。

~~~~~  
〔トヨタ自動車〕  
深夜勤務を廃止し「連続2交替制」  
7/5、全工場に導入を検討

トヨタ自動車では、30年つづけてきた「昼夜2交代」勤務にかわり「連続2交代」勤務の全工場に導入することに向けて本格的な検討に入ったことを明らかにしました。

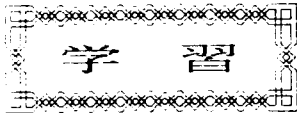
「連続2交代」勤務は、深夜から未明にかけての勤務がなくなりすべての勤務が通常の生活時間帯にほぼ収まるのが特徴です。

会社は「連続2交代は、早番と遅番の交代時に空き時間がほとんどなく、残業の余裕を持たない点で、生産の効率化や労働時間の短縮を促す制度だ」といっています。

一方、労働者の側には1990年から毎年100時間程度の労働時間の短縮に加え、不況の長期化で残業収入が激減している今、さらに収入が減りかねない新制度への移行には、不安がある。

今後、労働者や家庭、地域社会の十分な理解が求められる。

(7/6、付「中日新聞」から抜粋)



第1回 NO. 37

第2回 NO. 35

第3回 NO. 38

第4回 NO. 39

掲載済です。

(第5回)

心すこやかに

## 組合員とともに考えるメンタルヘルス

(北医療生協「医療とくらし」転載)

組合員さんと一緒に考えながら進めてきましたこのシリーズも、今回は最終回となりました。

このシリーズが皆さんの日常生活のなかで、心の健康について目をむけて考えていく一つのきっかけになれば、私たち北メンタル・クリニックの職員一同幸せに思います。

~~~~~

最後のクイズ

⑩「睡眠薬を飲みつづけているとボケてくる」

(答えは×です)

心の健康についてさらには精神科、神経科で行なわれている医療について何と誤解や無理解が多いことでしょう。

これも(⑩のクイズ)その一つです。医療にあまり関係のない人が言うのならまだ、それも仕方のないことなのでしょうが、医療関係者の方からも、精神科のクスリを飲むとボケちゃうよとか、飲み出すと癖になるから飲んではいけないよなんて言われることにとても残念に思っています。

北メンタル・クリニックで使う主なクスリは、憂うつな気分、うつ病のときに使う抗うつ剤、不安で落ち着かない、

イライラするときに使う抗不安薬、幻覚や妄想があったり精神病状態になったときに使う抗精神病薬、それに、ねむれない、熟睡感がないときに使う睡眠薬などです。

しかし、いずれも飲んでいたからといってボケにはなりません。

実際には、例えばうつ病のときにクスリを飲むとボケになるからと我慢して飲まずにしていると、一見ボケみたいになったりします。

特に老人のうつ病は仮性ボケになりやすいのです。また、眠れないからといってお酒を飲みつづけていると成人病になりやすくなりますし、さらにはアルコール依存症にもなっていきます。

もちろん、今の睡眠薬は安全で、のんでいてもボケにはなりませんが、それにも程度があります。

沢山一度にのんでしまったり、いつまでものみつづけることは、よくありません。担当の先生とよく相談しながらのんでください。

さて、これでこのシリーズは、終わります。今までのこととおわりのように、心の病とは決して特別の人の特別の病気ではありません。

心の健康は私たちの身近な日常生活のなかにこそあるのです。

少し心にゆとりがなくなっているのかな、不健康になっているのかナー

そのチェックポイントは、睡眠なのです。朝すっきり目が覚めて、今日も一日頑張ろうと気力にあふれてくる……

それが健康な一日のスタートです。

[建設一般] 機関紙「じかたび」

シリーズ『職場の安全衛生』続報

巨大現場の特別安全協議会

一日に千人以上も就労する巨大現場（この数字は他の産業、例えば製造業などを考えてもかなりの大事業場に匹敵します）で、安全衛生委員会に参加している労働者がほとんどいない現状はおどろくべきことです。

このことは、いかに重層の下請け制度が介在しているか、いかに第一線の労働者の雇われている資本家が小資本であるかを如実に示していると思います。

建設産業が政令で定めている業種であるにもかかわらず、規模が規定の数に達しないため労働基準監督署もその実態を調べもせず、指導すらしていません。

いや現在の労基署の体制は監督行政を正しくやるにはまったく不十分なのが実情でしょう。

下請け社長たちの安全管理集会

建設現場の安全管理について、労働安全衛生法では「統括安全衛生責任者」を設けました。（第15条）

似たようなような用語が数多く使われており表現が複雑でわかりにくいのが法律なのですが、簡単に言うと、下請けがたくさん入っている建設の現場では、一番大きな請負金をとっている請負人（ゼネコン）が、その他の業者（下請け・法律では関係請負人）をとりしきって危険のないように建設工事をすすめるというのです。

その責任者は、協議組織を運営することが義務づけられています。

協議組織の名称はゼネコン各社でまちまちですが、特別安全協議会、災害防止協議会などと呼ばれています。

この協議会は、特安協とか災防協とか略称されていますが、どんなふうにかかれているか描いてみます。

巨大建設現場では毎月一回この特安協が開かれます。

千人を越える時点では、参加業者は、250社にもなります。

これは設備（電気、空調、衛生、エレベーター）などを、一つにくくった上でなおこの数字ですから、いかに細分化されているか、うかがい知ることが出来ます。

250人の参加者は、社長、取締役又は請負人の代表者、請負人の代理人です。

これは労安法の安全衛生責任からいって当然のことでしょう。

まず、会議の前に約1時間ほど現場を巡視します。

下請け企業の最高責任者といっても、千人からの会社の社長あり、小は一人親方の企業もあるのですが、業種によっては現場などまわったことのない事業者もいるわけですから巡回の意味は大きいものがあります。

会議は、一ヶ月間の安全衛生管理工程の説明、現場巡回による指摘事項、改善提案などが行なわれます。

会議は通常一時間ほどで終わります。会議後、参加者は自社の労働者に安全指示事項を周知するよう要請されます。

これがゼネコンに要求されている統括安全管理と下請けの協力義務です。

（6/5付、機関紙「じかたび」抜粋）